平成 27 年度板橋区地域自立支援協議会第 2 回・第 3 回 障がい当事者部会報告 ◆第 2 回

【日時】 平成27年12月15日(火) 14:00~16:00

【場所】 区役所大会議室 A 【出席者】 省略

1 障害者差別解消法の取組みについて

合理的配慮について部会員の所属する団体から具体例を集め紹介した。障がい種別、障がい当事者、家族等それぞれの立場、あるいは学校、施設等社会生活における色々な場面において、良かった例または差別と感じた例を共有することにより、合理的配慮が何かということの理解が深まった。

差別解消支援地域協議会については、28年度は障がい当事者部会と兼ねることにした。また、自立支援協議会及び障がい当事者部会の中で差別解消支援地域協議会の在り方について検討する。

2 傍聴について

区民より障がい当事者部会の傍聴の希望があった。障がい当事者部会としては了承し、正式な決定は本会で諮ることにした。

◆第3回 障害者差別解消法講演会

【日 時】 平成28年3月2日(水) 9:45~11:45

【場 所】 板橋区立文化会館 大会議室

【出席者】 区職員39名、協議会関係者29名、障がい者団体等33名 計101名

1 障害者差別解消法講演会~どのような対応が必要か~

講師:毎日新聞論説委員 野沢 和弘氏

- ○合理的配慮の理解を広めることは、障がい者だけでなくその周囲の人たち にも恩恵が広がり、誰にでも暮らしやすいまちづくりにつながる。
- 〇差別解消地域協議会を作り、紛争やトラブル、相談、地域の課題の解決に役立ててほしい。設置の仕方によっては、事務局の負担軽減にもつながる。
- ○法律ができたからといって直ちに差別が解消されるわけではない。権利を振りかざすのではなく、周りの人、企業、学校に理解を求めながら双方が歩み寄って合理的配慮の理解を深めていってほしい。法律や制度について一人一人が関心をもつことが重要。
- ○合理的配慮は、あくまでも障がい当事者からの要望を配慮することである。 配慮する側の判断で行うとミスマッチが起こるおそれがある。
- ○均質性や横並びの協調性は産業技術の発展に貢献し、我々に多くの便利をもたらした。しかし一方でその便利さについていけなかった人が障がい者である。これからは個性や才能が新たなイノベーションを生む。多様性やそれぞれの価値観を認め合うことでゆったりとしたやさしい社会になってほしい。

2 区の対応について

坂井障がい者福祉課長より障害者差別解消法について区の対応を説明した。 また、区民向けの研修を今後行うこととする。

平成27年度 板橋区地域自立支援協議会 第2回 相談支援部会報告

【日 時】 平成28年2月2日(火) 14:00~16:00

【場 所】 グリーンホール101会議室

【出席者】 部会員14名、オブザーバー2名、事務局3名

議題1 基幹相談支援センター設置状況

28年度当初予算プレス発表において基幹相談支援センターが承認された。

設置案

設置場所:区立障がい者福祉センター

事業内容:①相談支援専門員への専門的指導・助言 ②相談支援専門員の育成支援 ③計画

相談支援の推進 ④地域の相談支援機関・関係機関との連携強化 ⑤その他区長

が必要と認める事業

開所時間: 土日祝日、1月2日及び3日、12月29日~31日を除く午前9時から午後5

時まで

人員体制:①センター長(常勤)として相談支援専門員として経験豊富(=3年以上)な者

を1名 ②医療職(非常勤)として、保健師又は看護師の資格を有する者を1名

議題2 計画相談支援の進捗状況

総合支援法分:77.2% 児童福祉法分:57.9% (12月末現在)

一人で100件以上抱える相談支援専門員もおり、多忙を極め疲弊している。報酬単価が 低いことが根底にある。

議題3 計画相談支援加速化策について

- ○基本情報提出の省略は継続してほしい
- ○案と本計画に変更がなければ案を本計画とみなすことは継続してほしい
- ○受給者証を直接相談支援事業所に送ってほしい

議題4 福祉園利用者の計画相談について

- ○福祉園が相談支援事業を開始してほしい
- ○福祉園の職員が利用者を良く知っているので、福祉園の職員が計画を作ってほしい
- ○スペース的に相談室を設けることは難しい
- 〇保護者に計画相談の説明がゆきわたっていないので保護者自身が必要性を感じていない。 結果的に福祉園にお願いすればいいと考えている。保護者への説明がもっと必要。

議題5 医療的ケアを必要としている障がい者の相談について事業所での対応

- 〇医療的ケアが必要な障がい者はこれからどんどん増える。使えるサービスや手続き等保護 者への説明が必要。
- ○相談支援事業所でも医療的ケアの知識にはまだ自信がない。勉強が必要だと感じている。

議題6 障害者差別解消法の対応について

- 〇内閣府の説明会で、高齢と障がいの差別解消協議会を合体することで事務局の負担が軽減 されたという報告があった。
- ○3月下旬に職員対応規程を作成する。
- ○障害者差別解消支援地域協議会は自立支援協議会及び障がい当事者部会において検討する。

平成28年度 板橋区地域自立支援協議会 第2回 就労支援部会 会議要旨

[日 時] 平成28年2月4日(木) 14:00~16:00

「場 所」 グリーンホール 403会議室

[出席者・オブザーバー出席者・事務局] 省略

1 開会 部会長挨拶

2 議題

(1) 板橋区内における職場体験実習の機会拡大について

・区内事業主向け職場体験実習受け入れ企業募集リーフレット「いたばしではたらきたい」及び「板橋職場体験実習受け入れ企業登録制度実施要項」を作成した。

今後は企業、店舗等への呼びかけに活用していくとともに、更に期間を定め、いくつかの企業で試行的に実習生を受け入れていただく場を設定することで、機会拡大に向けての契機としていきたい。

(2) 離職防止と職場定着支援に関する地域連携のあり方について

・障がい当事者の就労者数は増加の一途にあるが、ジョブミスマッチや職場の受け入れ 体制未整備による短期離職の状況については改善に至っていない。

またこのような中、就労後の職場定着支援に関しては、特別支援学校や移行支援事業所あるいは支援機関の実状を考えると単独での支援継続は困難な状況にあり、地域としてどう当事者を支えて行くか、その仕組み作りが課題となっている。

・また、職場定着支援のために重要なポイントは、①就労前の職業準備性の確認と関係者による情報共有(地域アセスメント)、②学校、事業所、関係機関等から支援機関への引き継ぎのタイミング、③就労後の関係者間での情報共有(モニタリング)と役割分担。にあると言え、そこでの対応状況が、その後の就労継続を大きく左右するものと考えられる。

当面は関係者間の連携を保ちながら、「働き続けるための支援チャート図(案)」をたたき台に、今後も関係者による協議を継続して行く。

(3) 来年度に向けて

就労実績が伸びている反面、離職者も多く就労支援、及び就労定着支援の質が問われている。定着のための支援内容の充実のため、引き続き本部会での協議を継続したい。

(4) 閉会

第3回 板橋区地域自立支援協議会高次脳機能障がい部会 報告

【日 時】平成28年1月26日(火) 18:20~20:40

【場 所】板橋区立グリーンホール 2階ホール

【出席者】102名

【共 催】東京都高次脳機能障害支援普及事業 区西北部地域リハビリテーション支援センター 豊島病院

【内 容】

- 1.「部会員一覧表(平成27年度版)」配布・説明 〈アンケートより〉
 - ・高次脳関係の連絡先が多く載っているので活用したい。
 - ・病院等は、急性期・リハ期の表記や、精神の診断書が書けるなどの表記があるとよりわかりやすいのでは。
- 2. 「高次脳機能障がいのある方の手続きリーフレット」配布・説明 <アンケートより>
 - ・受傷以降の手続きの流れがまとまっていてわかりやすい。
 - ・(当事者の方より) 自分が発症した時に同じものがあれば非常に助かったと思う。
- 3. 施設紹介(6施設)
 - ① 東京都練馬障害者支援ホーム
 - ② 練馬区中途障害者通所事業 だんだん
 - ③ 地域活動支援センター 板橋区立障がい者福祉センター
 - ④ 地域活動支援センター デイサービスおむすび
 - ⑤ 就労移行支援・就労継続支援 B型 Beech
 - ⑥ 就労継続支援 B型 ときわの杜

<アンケート等より>

- ・パワーポイントでの映像が豊富で良かった。
- ・写真なども見られてよかった。
- ・各施設の比較などがしやすかった。
- ・利用者の声も交えて紹介されていてわかりやすかった。
- 4. 大原社会教育会館ボランティア・市民活動フォーラム

「高次脳機能障がいをもつ人の家族としての支援と家族会について考える」への協力について ・部会として協力することを承認

5. 名刺交換交流タイム

○次回予定

- 【日 時】平成28年6月28日(火)
- 【場 所】板橋区立グリーンホール 1階ホール
- 【内 容】シンポジウム(高次脳機能障がい者への支援について)